

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 6 年 7 月 定 例 会 会 議 録					
1 日 時	令和6年7月25日(木) 午後2時00分から2時53分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	神子修一				
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 久保田篤正	三 委員 関根桂子
	四	委員 森田高正	五	委員 北條規	
5 欠席した委員の氏名					
6 説明のため出席した職員	坂口教育部長、磯野教育部参事、藤原教育総務課長、木暮学校教育課長、佐原学校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、坂詰生涯学習課副参事、大平文化財保護課長				
議案及び報告件名	議 事 の 大 要				
1 開会の宣言	神子教育長： 令和6年北本市教育委員会7月定例会を開会する。				
2 会議録の承認について	神子教育長： 令和6年第2回北本市教育委員会臨時会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 神子教育長： 当該議事録については、承認としてよろしいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 当該議事録は、承認する。				
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、3番の関根委員にお願いする。				
4 議事の取扱い	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が6件、審議事項が2件の合計8件である。 なお、本日の教委報告第54号から第56号については、個人情報に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいかわう。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 当該案件については、「非公開」審議とする。				
5 報告事項(公開案件)	神子教育長： 教委報告第51号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、生涯学習課より説明をお願いする。				

(1) 教委報告第51号「教育長の決裁処分（共催・後援）の報告について」	櫻井生涯学習課長：（教委報告第51号の説明） 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第51号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
(2) 教委報告第52号「令和6年度北本市教育委員会教育委員の学校訪問のまとめについて」	神子教育長： 教委報告第52号「令和6年度北本市教育委員会教育委員の学校訪問のまとめについて」について、学校教育課より説明をお願いします。 笹原学校教育課副課長：（教委報告第52号の説明） 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 久保田委員： テスト採点の自動化について、働き方改革の面からもスムーズにテストの採点が出来るようになったのだろうと思ったが、採点のやり方として答案用紙の読み込みをして、クリック一つで丸が付けられるようになったのか。 逆にむしろ時間がかかるようになってしまったのか確認したい。 笹原学校教育課副課長： クリック一つで丸が付けられるようになった。 働き方改革の視点からすると、今までよりも遥かに事務手間は減った。 また、スキャンしているので、採点前答案用紙の保存の効果もある。 神子教育長： 教委報告第52号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
(3) 教委報告第53号「庚塚遺跡の調査結果について」	神子教育長： 教委報告第53号「庚塚遺跡の調査結果について」について、文化財保護課より説明をお願いします。 大平文化財保護課長：（教委報告第53号の説明）

て」 6 審議事項(公開案件) (4) 教委議案第26号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価報告書について」 (5) 教委議案第	神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 森田委員： 現在の庚塚遺跡について、どのような保存状態か。 磯野教育部参事： 現在は、調査を終えて埋め戻している状態である。 神子教育長： 機会があれば、今後他の遺跡では、発掘している現場を実際に見に行ければと思っている。 神子教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第53号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。 神子教育長： 審議事項に入る。 神子教育長： 教委議案第26号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価報告書について」について、教育総務課より説明をお願いします。 藤原教育総務課長： (教委議案第26号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 8月6日に外部評価者の有識者に来ていただき、令和5年度に教育委員会が取り組んだ事項について確認いただく予定としている。 神子教育長： 教委議案第26号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、可決とする。 神子教育長： 教委議案第27号「令和7年度使用中学校用教科用図書採択
--	--

27号「令和7年度使用中学校用教科用図書採択（決議）について」	（決議）について」について、学校教育課より説明をお願いします。 木暮学校総務課長：（教委議案第27号の説明） 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： これで第7採択地区の北本市では、本案で採択したと報告させていただくこととなる。 神子教育長： 教委議案第27号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、可決とする。
7 報告事項（非公開案件） (6) 教委報告第54号「和解をし、損害賠償の額を定めることについて」	神子教育長： 非公開審議に入る。 教委報告第54号「和解をし、損害賠償の額を定めることについて」について、学校教育課より説明をお願いします。 木暮学校総務課長：（教委報告第54号の説明） 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 北條委員： 今回の件は、治療があったために10年近く和解までに時間がかかったという理解でよいか。 神子教育長： 身体の成長に合わせて治療を続け、成長がある程度落ち着いたタイミングで最終的に治療を行うことが、歯にとって良いことであるため、この期間を要した。 関根委員： 詳しく状況を見ている訳ではないのでわからないが、一般的に言えば、受傷した年齢が小学校3年生ということは、歯が完成している状態ではないということと、外傷を受けた歯については時間が経った後で症状が出ることもあるため、10年は必要な期間だと思われる。 今、現状として治療出来ることは終わっているのではないかとと思われる。 神子教育長： 他に、質疑はあるか。

	— 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第54号については、了承としてよい。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。 神子教育長： 教委報告第55号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」について、学校教育課より説明をお願いします。 木暮学校総務課長： (教委報告第55号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 黒川委員： 一人の先生が辞めて、本来二人必要なところ一人にお願いすることになるが、大丈夫か。 追加で、もう一人お願いしなくてよい。 木暮学校総務課長： これまで耳鼻科の先生については、3人体制とさせていただいていた。 不測の事態ということで、医師会からの推薦もいただき、一人の先生にお願いすることとなった。 来年度については、1名を加えた形で推薦をお願いすることになると考えている。 神子教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第55号については、了承としてよい。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。 神子教育長： 教委報告第56号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第56号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。

8 その他 9 閉会の宣言	久保田委員： 北本市青少年指導委員会の具体的な活動内容を確認したい。 櫻井生涯学習課長： 月に2回、夕方に市内を巡回している。 以前は、毎週巡回していたが、現在では地区ごとに順番に巡回しており、地域のコミュニティの人や事務局も参加している。 昔と違い、夜にコンビニエンスストア、本屋や公園を巡回しても、注意をするような子供はいない。 神子教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第56号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。 神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 文化財保護課： （企画展みんなで知ろう！きたもとの縄文時代について） 生涯学習課： （車いすラグビー中町選手出場壮行会について） 神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会7月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和 6 年 8 月 22 日 教 育 長 神子 修一 署名委員 関根 桂子 書 記 落合 元